

# 福井県登録品種の取扱い



品種を開発した育成者は、品種を登録することで、種苗などの販売を独占できる権利を得て、品種を守ることができます。今回の種苗法改正に伴い、育成者が設定できる項目が増えたことより、福井県が開発した登録品種の取扱いについて、下記のとおり定めましたのでお知らせします。

## 海外への種苗の持出

R3.4.1～



福井県の登録品種の種苗は、**全て海外持出禁止**です。  
海外への持ち出した場合、法令違反になります。  
(制限のある品種は、「海外持出禁止」などの表示が必要です)

表示例

いちほまれ (登録品種)  
海外持出禁止 (公示 (農水省HP) 参照)

## 栽培地域の指定

R3.4.1以降に出願した品種から

現在の登録品種の一部は、登録品種許諾契約で栽培地域を県内等に限定しています。  
新しく登録する品種については、品種ごとに栽培地域を検討していきます。

## 自家増殖の取扱い

R4.4.1～

登録品種における収穫物の一部を自分の種苗として使う「自家増殖」については、育成者の許諾が必要になります。福井県では、下記のとおりとします。

### (1)栽培地域を**福井県内に限定**している品種は、原則「**自家増殖禁止**」

これまで県内限定としている8品種については、自家増殖を禁止します。

ただし「福太夫」については、県内農家に限り自家増殖を認めます。 ※許諾条件は(2)と同じ

### (2)その他の品種は、「**無償、手続き不要で許諾**」

県外でも栽培されている品種については、無償、手続き不要で自家増殖を認めます。

ただし、自家増殖を行った時点で、「遵守事項」に同意したものとみなします(裏面参照)。

新しく登録する品種については、**品種ごとに自家増殖の取扱いを検討していきます**

### <注意>

- 自家増殖した苗を第三者に譲渡する行為は、別途の契約が必要です。
- 自家増殖を認めている品種でも、**毎年**の種苗更新を推奨します。
- 登録期間(25年もしくは30年)を経過した品種は、一般品種となり、自由に扱うことができます。



# 福井県が開発した登録品種・出願品種の利用条件一覧

品目	登録品種名	登録期間	海外持出	栽培地域※	自家増殖
水稲	イクヒカリ	R14.3	×	—	無償、手続き不要で許諾
	ニュウヒカリ	R16.7	×	—	無償、手続き不要で許諾
	まんぷくもち	R17.2	×	—	無償、手続き不要で許諾
	あきさかり	R18.3	×	—	無償、手続き不要で許諾
	いちほまれ	R27.12	×	県内	禁止
	さかほまれ	R5.1	×	県内	禁止
	越南300号 (越のリゾット)	出願中	×	県内	禁止
	シャインパール	出願中	×	県内	禁止
	新福1号	出願中	×	県内	禁止
ウメ	福太夫	R12.3	×	県内	禁止 県内農家は許諾
らっきょう×きい いとらっきょう	オータムヴィオレミニ	R14.3	×	—	無償、手続き不要で許諾
トマト	福井1826号 (越の宝石・橙)	出願中	×	県内	禁止
	福井1832号 (越の宝石・黄)	出願中	×	県内	禁止

※栽培地域は、種苗を生産する団体との契約で定めている地域  
※今後変更になることもあります

☆自家増殖を無償、手続き不要で認める品種については、自家増殖をした時点で、下記「**遵守事項**」に同意したとみなします。

## 「遵守事項」

- 1) 自家増殖により得た種苗は、有償・無償に関わらず**第三者に譲渡しないこと**。
- 2) 自家増殖する際は、品種の特性を損なうことのないよう**適切な種苗を選別し**、利用すること。  
また、品種の特性が損なわれるなどの問題が発生した場合は、遅延なく福井県に報告すること。
- 3) 自家増殖した種苗のうち、自己の農業経営に用いなかった種苗は遅延なく**廃棄又は食用とすること**。
- 4) 自家増殖に関連して福井県の調査に協力すること。
- 5) 第三者から自家増殖により得た種苗を譲り受けたり、譲渡したい旨の申し出があったりした場合は、遅延なく福井県に**報告すること**。
- 6) その他、本許諾に係る事項について福井県の指示に従うこと。

※増殖した種苗を第三者への譲渡する行為は、自家増殖とは別に福井県との許諾契約が必要です。許諾なしに第三者へ譲渡した場合、種苗法違反となり、罰金等が科せられます。

◎一般品種（登録期間が終了した品種や登録していない品種）は、今までどおり自由に扱えます。

例）コシヒカリ、ハナエチゼン、キヌヒカリ、日本晴、五百万石、エンレイ

◎福井県が新しく出願する品種については、品種ごとに利用条件を検討していきます。

！<福井県登録品種の取扱いについての問い合わせ>

！ 福井県農林水産部園芸振興課 Tel : 0776-20-0431 E-mail : engei@pref.fukui.lg.jp